

11.2 金融サービス章留保表（附属書 III）

オーストラリア

石川直樹 *

高宮雄介 **

I. 現在留保（附属書 III セクション A）

金融サービス章におけるオーストラリアの中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り（すべての分野を網羅しているものではない点に留意されたい）。

分野 ¹	留保対象義務／概要
銀行及びその他の金融サービス（保険サービスを除く）	<p>内国民待遇（11.3 条）及び金融機関の市場アクセス（11.5 条）</p> <p>1959 年銀行法及び 1998 年支払システム（規制）法に従い、以下の定めに従わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 預金受入機関としての認可された外国銀行の支店（外国 ADI）は、個人、及び会社以外の組織から、250,000 オーストラリアドル以下の当初預託金（initial deposit）を受け入れてはならない。 外国銀行の駐在員事務所は、預金の広告を含む一切の銀行業務に携わってはならない。駐在員事務所は連絡窓口としてのみ機能することができる。
全分野	<p>経営幹部及び取締役会（11.9 条）</p> <p>2001 年会社法及び 2001 年会社規則に従い、以下の定めに従わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非公開企業の取締役のうち少なくとも 1 人は通常居住者（ordinarily resident）でなければならない。 公開企業の取締役のうち少なくとも 2 人は通常居住者（ordinarily resident）でなければならない。
生命保険サービス	<p>内国民待遇（11.3 条）及び金融機関の市場アクセス（11.5 条）</p> <p>1995 年生命保険法の定めに従い、非居住者である生命保険会社は、オーストラリア法に基づいて設立された子会社にのみ認められる。</p>

* いしかわ なおき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

** たかみや ゆうすけ／弁護士・森・濱田松本法律事務所

¹ 本解説において、分野とは、金融サービス分野（Financial Services Sector）中の詳細分野（Sub-Sector）を指す。

II. 包括的留保（附属書 III セクション B）

金融サービス章におけるオーストラリアの中央政府レベルでの包括的留保の内容は以下の通り。

分野	留保対象義務／概要
全分野	内国民待遇（11.3 条） 民営化に伴うものを含み、金融サービスの提供を業務に含む国有企業に対する政府保証について、これを新規に行い又は維持する権利を留保する。

III. 備考および更新情報

該当情報なし。